

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	後期高齢者医療制度における、被保険者に対する入院時負担軽減支援金支給のための電算処理システムの導入について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課：健康部高齢者医療保険制度準備担当）  
担当者 山 村 内線（3862）

## 事業の概要

事業名	後期高齢者医療制度における、被保険者に対する入院時負担軽減支援金支給のための電算処理システムの導入について
担当課	高齢者医療保険制度準備担当
目的	システムの導入により入院時負担軽減支援金の支給を適正かつ効率的に行うため
対象者	後期高齢者医療制度の被保険者のうち、一定期間以上入院をしているか、入院していた者
事業内容	<p>後期高齢者医療制度の創設にあたり、被保険者の保険料負担や入院時の負担などを考慮し、入院時の負担を軽減する支援策を検討しています。</p> <p>対象者は、医療保険適用の病院等に一定期間以上入院をしているか、入院していた者で、入院期間により、支援金を支給する方向です。</p>

件名 後期高齢者医療制度における、被保険者に対する入院時負担軽減支援金  
支給のための電算処理システムの導入について

保有課(担当課)	健康部高齢者医療保険制度準備担当
登録業務の名称	後期高齢者に対する入院時負担軽減支援金の支給
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 後期高齢者医療制度の被保険者のうち、一定期間以上入院をしているか、入院していた者</p> <p>2 記録項目 入院期間、支給金額、支給年月日、口座情報</p> <p>3 記録するコンピュータ 後期高齢者医療システムのサーバ機</p>
新規開発・追加・変更の理由	対象者数は、平成20年度の見込みで5700件強であり、今後増加することが推測される。この件数を手処理で行った場合には、誤支給や重複支給が発生するだけでなく、支給までの事務処理に時間がかかり、区民サービスの低下を招いてしまうため、システムにより正確かつ迅速な事務処理を行う。
新規開発・追加・変更の内容	平成20年4月に本稼働予定の「後期高齢者医療システム」に、入院時負担軽減支援金の申請受付、支給、照会の機能を有するパッケージを組み込む。 氏名等の基本項目は後期高齢者医療システムと共有する。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	テストにはダミーデータを使用する。
新規開発・追加・変更の時期	平成20年4月